

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度第3回松阪市人権施策審議会
2. 開 催 日 時	平成29年3月22日(水) 午後2時~午後4時43分
3. 開 催 場 所	松阪市5階右側第1会議室
4. 出席者氏名	【委員】 荒川哲郎、青木浩乃、塩谷明美、川崎佳代子、鈴木清子、 世古勝、高柳伴子、中川留美、新田昌弘、前田浩、松村淑子 【事務局】 環境生活部長(吉田) 人権・男女共同参画推進課長(西) 人権推進室長(野間) 人権・男女共同参画推進課(丸島) 【関係各課】 第一隣保館 館長(谷中) 第二隣保館 館長(小林) こども未来課 課長(沼田) 高齢者支援課 課長(石川) 学校支援課 教育政策統括マネージャー(山本) 学校支援課 子ども支援研究センター 所長(藪) 学校支援課 指導主幹(伊達) 人権まなび課 指導主幹(油谷) 三雲地域振興課 課長(佐藤) 商工政策課 係長(北畠) 危機管理室 防災危機管理地域防災連携担当監(船木)
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画推進課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-1055 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

議事録

別紙のとおり

平成28年度 第3回松阪市人権施策審議会 議事録

- 【日 時】 平成29年3月22日（水） 午後2時～午後4時43分
- 【場 所】 松阪市5階右側第1会議室
- 【出席委員】 (11人)荒川哲郎、青木浩乃、塩谷明美、川崎佳代子、鈴木清子、世古勝、高柳伴子、中川留美、新田昌弘、前田浩、松村淑子
- 【欠席委員】 (4人)皆川治廣、世古佳清、筒井美幸、渡邊和己
- 【事務局】 環境生活部長（吉田）
人権・男女共同参画推進課長（西）
人権推進室長（野間）
人権・男女共同参画推進課（丸島）
- 【関係各課】 第一隣保館 館長（谷中）、第二隣保館 館長（小林）
こども未来課 課長（沼田）、高齢者支援課 課長（石川）
学校支援課 教育政策統括マネージャー（山本）
学校支援課 子ども支援研究センター 所長（藪）
学校支援課 指導主幹（伊達）、人権まなび課 指導主幹（油谷）
三雲地域振興課 課長（佐藤）、商工政策課 係長（北島）
危機管理室 防災危機管理地域防災連携担当監（船木）

○事務局より開会の辞

○環境生活部長より挨拶

皆さんこんにちは。第3回目の人権施策審議会ということで、ご多用のところご参加頂きましてありがとうございます。先月第2回の審議会を開いて頂きまして、平成27年度の事業評価をして頂いたのですが、今日はその残りという事で、皆さんご評価の方よろしくお願ひしたいと思ひます。色々なご意見の方も頂戴したいと思ひますので、どうぞ宜しくお願ひ致します。

- 議事 1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

○議事録

【議長】

皆さんこんにちは。年度末のお忙しいところ、各課が事業の進捗状況の評価等、色々な事に来て頂きましてご説明頂くという事でよろしくお願ひします。それでは、私が議長をさせて頂きます。前回は各事業の進捗状況を各課からご説明頂きまして人権施策審議会の委員の方々から色々なご意見を頂きました。特に人権という視点で、基本的な人権が大切にされている様な施策の進め方であったかどうか。色々な当事者の方、施策の対象になる方たちのご意見、また色々な評価に関するご意見等も、是非お伝え願ひればと思ひます。前回のやり方に従ひまして、今回の事業進捗状況の評価、実施事業名、平成27年度事業評価ということで、皆さんにお配りしています「松阪市人権施策行動計画事業評価」ということで、これは各課

に作って頂きました。それに基づきながら色々な議論をして頂きたいと思います。評価に関しては色々な捉え方がありますので、特に人権施策審議会に於いては人権という視点から評価をさせて頂きたいと考えております。よろしくお願ひします。

【人権・男女共同参画推進課】

失礼します。人権・男女共同参画推進課です。宜しくお願ひ致します。16 ページをお願ひ致します。人権啓発事業の内容でございます。啓発としまして、6 月の人権啓発強調月間、12 月の人権週間に合わせて街頭啓発や人権講演会を開催しました。街頭啓発に於いては関係機関や関係団体と連携し、講演会に於きましてはアンケートを行い、満足度等分析を行い次回に反映させています。また、関心のあるテーマや、今後希望する内容等も記載頂き、今後の啓発に活用しています。平成 28 年度からは、人権が尊重されている社会になっているかの設問を新たに加え実施しています。苦慮するところは、講演会に来られない方に対して、どのようにすれば参加して頂くのかということでございます。一人でも多くの方が人権問題について、理解と認識を深めて頂く為、今後も引き続き啓発活動を行っていきたくと思います。参考としまして、6 月の人権啓発強調月間に行いました、ダニエル・カールさんの講演会は参加者数 350 人、満足度 91.4%、人権問題への関心・理解度は 89.6%。そして 12 月の人権週間に行いました、人権文化フェスティバル松阪の啓発映画では参加者 250 人、満足度 91.3%、人権問題への関心・理解度は 94.4%でした。以上です。宜しくお願ひ致します。

【議長】

どうも、ありがとうございました。前回も色々な議論がありました。参加の年代、60 代の方、70 代の方が参加者として多いということで、20 代、30 代、40 代の方たちの参加数が少ないので、その年代の方々に対して、どのような情報伝達をしていくのか。また、わかりやすい説明をしていきながら人権に関する色々な事を一緒に考えて頂けるような状況を作りたいというようなお話もありました。色々なご意見があると思いますけれどもよろしくお願ひします。人権に関する講演会等、啓発活動に関して、例えば若い方たち、参加していない方が多いと思うのですが、若い方たちがどの様に松阪市の人権に関する施策、色々な活動を捉えて、どの様なご意見や対応があるかなどでご意見がありましたら挙げて頂きたいと思います。

【人権・男女共同参画推進課】

参加して頂く方は年齢的に高い方が多く、若い方に来て頂くという所は毎回考えている部分ではあります。ただ、ポスターやチラシ等をお配りして集めていくしかない。それと、若い人が集まって頂く様な所へもチラシも置いていきたいという所を考えているところでございます。

【議長】

こういう人たちの話を聴きたいという様な、特に参加人数が低い年代、10 代、20 代あたりから、どのように意見を貰いそれを活かして、若い人の感覚といいますか、若い人の感性で話が繋がっていくような、話すだけでなく色々な活動を一緒にしよう、そういった活動をしている人に来て頂くという様な、若い人たちに広がりを持てる、明日の松阪をつくる様な流れ

が出来る様な事をもしお考えだったら教えて頂きたいと思います。

【人権・男女共同参画推進課】

現在、講師並びに映画の内容の方も考えてはいるのですが、アンケートで希望する講師を頂くなど、あたってはいるのですが、どうしても、年齢の高い層向きになってしまいます。また、ご本人様の予定や予算の事もあります。その中で今後については若い世代の方が関心を持つ様な内容で考えていきたいと思っています。ただ次年度に於きましては案としてまとまってきておりますので、来年度になります。

【議長】

そうですね。勿論 50 代、60 代の方がこれだけ参加して頂いて、皆さん非常に熱心に人権問題をお考えになろうとされているという現実が伝わってくる。講演会の後に何かあるのですか。地域の色々な寄り合いの様な、講演会の後に話したテーマでもう一回話してみるという様な。

【委員】

50 代、60 代、70 代の人向きの物では若い人は来ないという事と違うのですかね。後で出てきますが、武四郎まつりでも、出演してくださるし、地元の高校の方が演奏してくださるし、ああいう場所ももう少し私共も参画させて頂いていますけれども、武四郎を通して人権の目を強く訴えるイベントでも、だから若い人が中心となってそこに出演もして頂き、協力もして頂ける様な、50 代、60 代の方と一緒にしようというのが無理なのかと思いますけれど。世代にもスポットライトを当てて人数が少なくてもそういう物の積み上げも大事だと思います。前にも言いましたけれど、人権作文は真剣に取り組んで素晴らしい作品で、涙なしでは読めない作文になっております。そういった心の面というか、教育を通しての人権が一番大事だと思いますので、中学生世代の人たちの真剣な考えがずっと高校へも行き、社会人になっても繋がっていければいいかと思います。

【議長】

ご意見ありませんか。

【委員】

今、言われました、講演会が終わってから話し合う機会というのが必要だと思っていて、聞くだけではなくて、聞いたものを自分の口で出してみると、理解できたと思っていた事が、理解できていなかった事に気付けると思いますし、色々な意見があるという事にも気付くので、終わってからグループディスカッションを設けるのも良いのではないかと思います。

【議長】

そういうことも人権文化フェスティバルの活動に入れてみんなで話し合おう、もう一度みんなで考え直してみよう等、講演会を聞いた後等に、自分の問題にどう繋げていくのか、子どもの人権の問題にどう繋げていくか等、そういった様な繋がりを目に見える形にしていけれ

ば良いですね。お金を沢山使っていらっしゃると思いますので、その辺りの事を上手にみんなと一緒に考えていこう、話してみようという事で、色々な人と集まって話をして気付く事、他の方の考えを知る、自分の考えを伝える等出来るようになる。人間関係が孤立している様な、それぞれが一生懸命生きているのですが、繋がりがなかなか見えてこない様な状況も、私たちの生活の中にもありますので、そういう繋がりの中で一緒に考えていこう、話してみようという事があつたら、更にこの講演活動の支えとなつたら生きていくのではないかと思います。是非その辺りの事を市民の方と繋がっていけたら良いのではないかと思います。講演会の内容等は、例えば松阪市の広報で、市民に提供しているのですか。

【人権・男女共同参画推進課】

広報の方でさせてもらっています。12月の人権週間に合わせて、人権文化フェスティバル松阪を行っているのですが、その時には子どもたち、その保護者の方たちにも集まって頂きたいという意味で、夏休みに募集したポスターの表彰式を映画の前に行い、子どもたちと保護者の方たちにも来て頂く様に工夫はしております。グループディスカッションについては講演会等という形ですので、その場で講師に対しての質問を受けるという事は行っております。なかなかグループディスカッションを行うというのは、今のところ行っておりませんので、ご意見として頂きたいと思っております。以上です。

【議長】

例えば講演会の後に、グループを作ってそこで講演会に関して、色々な感想や意見を述べ合うといった機会を設ける。一部が講演会で、二部がグループで話し合うという工夫もしていてもいいのではないかと。聞きっぱなしで、講演を聞いた後で色々な事を思っ御帰りになると思いますけれど、それをどこかで表現して行って、繋がってみんな考えていこうという様な、第二部があるとまた違うのではないかと思います。もし、みなさんがここにお集まりの様に代表の方がそういう人と一緒にやっていても良いという様な、繋がっていける様な話し合いを今後されていくと良いのではないかと思います。それでは次に行きたいと思えます。

【人権・男女共同参画推進課】

18 ページをお願い致します。弁護士人権相談事業でございます。気軽に相談出来る様に女性弁護士による人権相談を実施しています。毎月第三火曜日に実施し、定員は5人です。現在の所、相談が出来なかったという方はみえません。お一人30分という短い時間ですが、人権擁護・救済の為の施策として行っています。引き続き現状で実施していく予定でございます。平成27年度の件数は、41件。相談内容は相続、離婚、借金、土地等の内容でございます。以上です。宜しくをお願い致します。

【議長】

この事業ずっと続いていますよね。利用される方の率直なご意見等がありますか。

【人権・男女共同参画推進課】

30分という短い時間ですけど、本人の中では解決されていかれていると思います。引き続き弁護士の方にとということであれば案内をさせて頂いているところです。

【議長】

弁護士との出会いや弁護士から色々なご説明を受けるという事で、自分の考えている、悩んでいる問題を少しでもわかりやすく納得出来る様にしていく。委員の方の中で活用された方はいらっしゃると思いますか。

【委員】

人権擁護委員をさせて頂いていた時に、相談をお聞きした際、専門的な事が分からなかった時に、この制度の事を、市役所の方に教えて頂いて、とっても助かったのです。相談時間は30分ですので、質問したい事を整理していくと効果的だと教えてもらい、人権擁護委員の相談者から沢山の方が、弁護士人権相談を受けて頂いているのです。是非これは今後とも続けて頂きたいです。41人というところの方が、心配で大変な思いをしてみえた時にヒントを与えてもらい、法律的に正しい方向を教えてもらえますので、良かったと思います。是非今後とも宜しくお願いします。

【議長】

委員の方の中で利用された方を知っている、ご意見を聞いている方がありましたら、是非紹介してもらいたいと思います。今委員の方がおっしゃった様に色々な人権相談を受けている方もいらっしゃると思いますけれど、難しい問題が沢山あり法律という観点から色々なアドバイスを貰いたいという様な時もあるのではないかと思います。そういう時には是非弁護士の人権相談を活用する。年に1回ですか。

【委員】

1ヶ月に1回。

【議長】

1ヶ月に1回ならかなり良いですね。

【委員】

手続きなど教えて頂けますし、本当に助かると思います。

【委員】

私の娘の友達が、ここへ離婚の問題で相談に来たらしいのです。暴力等がDVだと思っていたのですが、直接暴力は振るわれていなかったが、そのことはDVにあたり離婚できるという事を教えてもらったので、そういう方向に進むという事を聞いて、自分としては分からなかった。直接暴力を振るわれなくても、言葉や行動でもDVにあたるという事を教えてもらった。これからも相談をして、どの様に進めていくかなど言っていました。月に1回ですけど無料で相談させてもらえるのも良いと思います。

【議長】

実績も 41 件という事で、かなり活用されているという事で、さらに今後人権相談事業を市民の方が活用されるという方向で、進めて行っていきたいと思っています。次の課題に行きたいと思います。人権課題解決のための基本施策という事で、同和問題、事業名は隣保館事業という事で、93 ページ。第一隣保館、第二隣保館、中原文化センターという事で、隣保館事業について。

【第二隣保館】

第二隣保館です。宜しくお願ひ致します。93 ページをご覧頂きたいと思っています。まず、事業の目的と内容の所なのですが平成 14 年の厚労省の事務次官通知、隣保館設置運営要綱に基づいて、地域の福祉の向上、それから人権問題の課題解決を図る拠点施設という事で地域密着のコミュニティセンターとしての役割を果たす為の事業という事で、第一隣保館、第二隣保館、中原文化センターの 3 館で実施しております。事業目的の一つ目のところですが、人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進という所でございますが、人権問題に関する啓発、広報事業という事で、まず啓発事業につきましては、第一隣保館では人権学習会、平成 27 年度 2 回実績がありまして、429 名参加しました。第二隣保館では人権講演会は 1 回という事で、58 名の参加。それから中原文化センターで人権映画会を 1 回 167 名の参加がございました。加えて毎月 1 回隣保館だよりを発行しており、毎月人権標語を掲載して啓発も併せて実施しております。生活・健康相談体制の充実という所でございますが、先ほど、お話されました様に弁護士による法律相談を隣保館でも行ってございまして、平成 27 年度の実績は第一隣保館 3 回、第二隣保館 2 回という所でございます。看護師による健康相談という事で、平成 27 年度実績、第一隣保館 813 名、第二隣保館 760 名の相談がございました。就職相談という事で、ハローワークの職員による出前の就職相談を第一隣保館の方でしているのですが、平成 27 年度の実績が 8 回、2 名の相談がありました。その他という事で、一般相談を随意行っており、行政手続きの仕方の相談や、福祉健康相談等の相談は随時行っております。地域住民の自立支援を高める為の各種事業という事で、高齢者福祉事業、第一隣保館では健康講座 5 回、ふれあい交流会 1 回、それからふれあいのつどい 2 回という事で、高齢者対象の事業です。それから第二隣保館では、介護予防教室という事で、5 回の連続講座の教室、単発の福祉講座 1 回という事で、事業を実施しました。地域住民の生活支援等の充実という所でございますが、一つの例を取りますと、就労支援という事で、各隣保館の夜間管理人を地域の方で雇用する。館内清掃につきまして、第一、第二隣保館共に地域の住民の方、事業団に委託して地域の住民の方を雇用するという事で、地域の中老年の雇用の促進にも寄与している所でございます。それと合わせて、ハローワーク松阪、ハローワーク津の、フルタイムとパートタイムの求人情報を窓口へ掲出をしております。事業内容は明記の通りでございます。事業予算につきましては、県の補助金という事で、その事業費の 1/2 補助を受けて実施しております。それから目標実績の所でございます。まず、自立支援に関する事業という事で、先ほど申し上げました、法律、健康、就職の 3 つの各種相談事業の実績 196 日という事で、目標の 16 日減でした。続きまして、人権問題に関する啓発という事で、隣保

館だよりによる啓発、人権標語の掲出等です。これに関しては、毎月1回で、目標通り36回という事になりました。続きまして、人権問題に関する啓発という事で、人権講演会等。それから人権・男女共同参画推進課の方でも挙げられました通り、なかなか人が集まり難いという状況がある中で、高齢者に親しみやすい、人権落語。落語家を御呼びささせて頂いて、人権に関する内容でお話をさせて頂きたいという事で、人権落語を一つの手法として取り入れて、好評を博しております。あと、中原文化センターにつきましては、人権映画会という事で、結構子どもの方がおいでになる、若い保護者の方も見に来るという事で、なかなか人権講演会では人が集まり難いので、手法の一つとして、落語や映画会を取り入れて工夫をさせて頂いております。実績としては、目標の1日減という事でした。地域福祉に関する事業という事で、高齢者福祉講座等でございます。これも目標の1日減となっております。次は地域交流に関する事業という事で、定期講座です。各隣保館8つか9つの講座を持っています。これは目標を一つ上回る25講座という所で行っていただきました。特別講座を継続させて頂いたのですが、メンバー減等で18回開催という所で行っていただきました。続きまして、先ほどもお話があった様に、地域住民の相互理解を深める事で、あらゆる差別の解消に向けて取り組むという事で、地域交流のイベントは非常に人気が高いです。ふれあい文化祭や、グランドゴルフ大会等、人権に関する事以外にも、人と人とのふれあい、人と人との相互理解を深める交流事業というものも、力を入れてさせて頂いております。実績の方も、目標5回に対して7回増の、12回という事で事業として人が集まりやすい様で、目標以上の実績がございました。続きまして、児童向けの啓発、交流事業の開催でございます。人権教育、人権学習でございますが、地域の小中学校の連携の下、人権教育の支援、人権学習会の支援という事で、色々な行事を取り入れました。例えば、わくわく移動塾という事で、色々な施設を回ってその道中バスの中で啓発映画を保護者の方と一緒に見てもらう。保護者と子どもと一緒にした啓発にも力を入れさせて頂いております。やはり子どもが来ると保護者の方も一緒に参加という所で、目標通り28回の実績とさせて頂きました。自己評価につきまして、目標の達成度としましては、自立支援に関する相談や、講演会等の人権に関する啓発、地域福祉に関する事業等少し目標の日数・回数に達しなかったという事で、おおむね達成とさせて頂きました。効率性につきましては、県補助金の有効活用を図った事に加え、地域交流事業につきましては、周辺の住民協議会や公民館と事業の開催目的が合致する事から、共催という位置づけで色々人件費や事業費の削減を行えたことから、効果に対して適正な費用であったとさせて頂きました。施策への貢献度は、隣保館はコミュニティセンターの役割それから地域福祉の向上、あらゆる人権課題の解決に向けた施設という事で、人と人の相互理解を深めて、部落差別を始め、あらゆる差別のない社会の実現を目指す取り組みが出来たという事で、貢献度大とさせて頂きました。最後に今後の課題という所でございますが、行政課題につきましては、昨年末、部落差別の解消の推進に関する法律というものが国会に提出され、12月16日に公布、同日施行されました。その法律の内容については、罰則のない理念法ですが、国や地方公共団体の責務が例示されました。相談体制の充実や、部落差別を解消する為の教育や啓発に努めるという事、それから、加えて国に対しては、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態調査をするという法が施行されました。隣保館としての対応はなかなか難しい所がございまして、本来の法律の趣旨を認識して、これまで以上に小中学校と連携を行う事や、部落問題の解消に関する人権事業を、地域住民を対象に人権講座や人権映画会等を通じて啓発の推進を図っ

ていきたいという事と、相談体制の充実の所では、地域住民との信頼関係を築く事。それから、誰でも相談しやすい体制づくりが大事だという事で、この趣旨をしっかりと認識しながら、相談体制の充実に努めていきたい。実態調査につきまして、松阪全体で考えていかないといけない部分もあると思いますが、隣保館単独で今すぐ実施というのは難しいという事で、現在も実施の計画は持ち合わせていませんが、今後国、県の情報収集に努めて、隣保館として何が出来るかというのをしっかりと見据えた対応をしていきたいと考えております。地域課題の所なのですが、特に第二隣保館では顕著なのですが、高齢化が非常に進展しているという事で、高齢化から見えてくる課題というのが、移送サービスが非常に地域から求められている。病院や買い物等で不自由を感じている方が多い、やはり認知症を抱えて見える方が非常に増えているかと思われま。高齢者福祉対策の部分で隣保館としても密接という事で、対応の方を考えていかないといけない部分もあるのではないかと思います。第二隣保館で言うと、介護認定率から見ても、松阪市の平均よりも高いという中で、隣保館の対応としては、現状をしっかりと見て、行政だけでは難しい部分も有りますので、住民協議会や自治会、民生委員、地域包括支援センターとの連携をしっかりと図って地域の具体的な個々のケースに対しての情報共有や、各地域の関係施設が、それぞれの役割に応じた対応が必要であると考えております。実際に現在、例えば高齢者交流サロンという事で、隣保館の空きスペースがありまして、そこを利用して、一人暮らしの高齢者を対象に宅老所代わりにそこへ来て頂いて、色々な雑談や手芸等の交流を深めてもらう、そういった活動も行っております。以上社会事情を含めて現状それから雇用事業強化の説明をさせて頂きました。

【議長】

どうも、ありがとうございます。沢山の活動をされているという事で、非常に中身の濃い報告をして頂きました。また、私たちが考えないといけない様な法律の問題の中で、先ほど実態調査と仰いましたけれど、具体的な内容はどの様な実態調査を行うのですか。

【第二隣保館】

段階的なガイドラインというものを国、県の方から知らされておられませんので、全く今のところどういう形で実態調査を行っていったら良いのか情報として掴んでおりません。

【委員】

いつまで等そういった事もないのですか。期間も制限ないのですか。

【第二隣保館】

それも、情報としては来ておりません。県の方でも情報を早くという話はさせて頂いているのですが、そういう状況でございます。

【委員】

解消法というのを良く分かっていないのですが、どういったものなのですか。

【議長】

私の方も勉強していませんよ。法律の事を教えて頂きたいのですが。

【第二隣保館】

条文が一条から六条までございまして、部落差別は現在日本に存在していると、インターネットやLINE等に、色々な地域の誹謗中傷があるというのを、国が初めて部落差別が有ることを認めたという事で、第一条から第六条までで構成されている法律となっております、一条には目的、現在も部落差別が存在しているという認識の下、国、地方公共団体の責務を明らかにして、相談体制の充実や部落差別を解消する為の人権教育、啓発の推進をしていかなければいけないという明記でございます。第二条では基本理念という事で、部落差別の解消される必要性が記載されています。第三条では、国地方公共団体の責務という事で、相談体制の充実や部落差別の解消に関して、地域の必要に応じた個人情報を集めないといけない等の明記がございます。第五条には教育、啓発という事で、国が部落差別を解消する為に必要な教育、啓発を行うものとする、地方公共団体が国との解決に向けた役割分担を踏まえ地域の実情に応じた部落差別を解消する為、必要な教育及び啓発を行う様に努めることにする。第六条で部落差別の実態に係る調査という事で、これは国の義務で、国が部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとするという事の明記でございます。一条から六条でこのような明記がございます。

【議長】

どうも、ありがとうございます。次の報告の中で、こども未来課に依頼しておりますので、今ありました、部落差別に関する学校教育に関しても教えて頂きたいと思っておりますけれど、具体的に松阪市の方で教育に関して、こういった取り組みをされようとしているのか、既に何かされているというものがあれば紹介して頂きたいと思っております。

【人権まなび課】

教育委員会の人権まなび課でございます。宜しくお願い致します。松阪市の学校教育に於ける、人権教育の取り組みですが、学校に対しましては松阪市人権教育基本方針を定めまして、それに従い学習してもらっております。そしてその中で個別的な取り組みとして、まず、第一に部落差別を始めとする問題を解決する為の取り組みというのを挙げ、行っております。もっと具体的な取り組みとしましては、各学校に於いては3年ごとに、人権教育に於ける学校行動計画というのを作っております。3年間の行動する形を改めて、今第六次まで行っております。そういう様な、行動計画に従って学校での取り組みを進められているわけですが、当然学校教育というのは、教えるだけではなく子どもたちが気づき、そして実行する力が必要であるということで、こちらの方の事業の中にもあるのですが、松阪市の教育委員会としましては、各中学校区の人権教育推進協議会に委託をして、各中学校区で人権フォーラムを開催してもらいをお願いしております。この人権フォーラムですが、毎年12月に全体会を行い、その中学校区の人権フォーラム委員が1年間の活動の成果を報告する。例えば、人権劇であるとか、先程のお話に出ておりました、講演会の後皆でディスカッションをする場等、各中学校区でその地域の現状や、学校の現状に合わせた取り組みというものが行われています。そして、今そういう中で課題になっているのが、中学生のリーダーを育てようという形

で、夏に子ども人権文化フェスタを開きまして、その時に各中学校区から中学生が代表として集まって、それぞれの人権課題について話し合う場を取ります。それをまた、各中学校区で広げるという取り組みをさせて頂いております。

【議長】

素晴らしい活動をお話して頂いたのですが、ご意見ご質問有りませんか。

【委員】

素晴らしい取り組みを聞かせて頂いたのですが、素朴な問題ですが、隣保館とは何なのか、一般の方はあまり知らないと思うのです。隣保館は何をしているのか、どこにあるのか知らない方が私の周りでは結構いらっしゃいました。隣保館だよりというものも、私自身第一隣保館だよりは見たことがあるのですが、第二隣保館だより等は見たことも無いのです。どの様に活動しているのかという紹介もされたら良いのではないかと思います。

【第二隣保館】

委員の方から第二隣保館の活動がわからないとご意見を頂いたのですが、東地区の第二隣保館のエリアは8つの自治会がございまして、1500世帯、約3000人の方がおみえです。確かに委員の方が仰る様に第二隣保館だよりというのは、この一部対象という事で、地区外の方への配布は行っておりませんので、やはりチラシを作って周知をさせて頂く事もこれから検討してまいりたいと、それと、隣保館とはどのような施設なのかというと、厚労省の定める福祉施設です。先程申し上げました、福祉の向上、人権課題の解決を図る拠点。それから、地区内、地区外の周辺住民の交流を図る場所という事で、なかなか地区外の啓発、事業の周知は今後の課題と認識しておりますので、例えば、人権落語にも地域外からも来て頂く事も構いませんので、その様な周知の仕方も工夫していきたいと考えております。

【委員】

第一条で部落差別は今も実態としてあるという事でしたが、聞き慣れた名前では無いと思いますが「鳥取ループ」という、隣保館というネーミングが付いている箇所を全国でピックアップして、隣保館と付いているところは部落だと言っている所があるのです。部落差別が現実としてあるというのが一条に定められたというのなら、まずそこから、本当に有るのか無いのかを松阪市としての立場をどうするのか、凄く気になっていて、例えば、子どもたちに部落差別の事を教えると、子どもたちは第一声として部落はどこに有るのか聞くのです。その時にどう答えるのかという事です。それで良いのかと思ってまして。消化しきれっていません。

【議長】

私たちが生きる中で、どの様に生きていくのか、そういった基本的な自分観というものがなくて、ただ、周りの現象を捉えていく、そういった所で既に流されていく自分がある。そういう問題を教育でどの様に考えていくのか、この差別の問題は部落差別だけでは無い、障がいのある人たちの差別、外国籍の子どもたちに対する差別等、人間として、自分の生き方に

納得する為にはいけない、そういうものを自分の中で作っていける様な教育をどの様にやっていくのか、そういう所の学校教育の在り方を皆が考えていく。色々な差別解消の法律が出来てきているのです。障害者差別解消法もそうです。しかし、皆が自分の問題になかなか出来なくて、他人事にして終わっているのが、皆が自分の生き方として、納得の出来る人生を送る為に大事な事だという、そういった話し合いや教育をどの様に、今後作り出していくのかというのが大きな問題になっていくと思います。その辺りのどういった社会を作ろうか、どういった松阪市を作ろうか、人間を捉えていく考え方をしていこうかといった教育や、社会づくりの中でも、人権や差別の問題を具体的に話せる様な所を、隣保館では具体的な話が沢山有ると思いますけれども、その様な所を、皆に分かりやすく伝わっていく様なやり方を考えていけないか、作っていけないかと。

【第二隣保館】

部落差別というと、2013年に人権問題に関する三重県意識調査がございました。部落を避ける忌避意識、例えば、住宅を建てる時とか結婚をする時の差別が数字に表れてくるという現実を自分たちもしっかりと受け止めていかないといけないと思います。地区外の啓発という部分では、ご意見頂いた様に、隣保館というのはどういった施設なのかという所を、広報等で啓発させて頂いて、現実には同和問題を始め色々な差別が有るという意識を持って頂く、差別は許せない、そういった事業も色々なご意見を頂きながら、させて頂きたいと思います。少し話はそれるかもしれませんが、例えば、子どもたちに学習会をする場合、高学年の児童を対象に地域の方に来て頂いて、地区の昔の生活は、どの様なものだったかという話を、部落問題の一環としてさせて頂いています。同和問題を始めとして、あらゆる差別の解消という事の取り組みをご意見頂きながら、取り組みたいと思います。

【委員】

隣保館で子どもたちの学習会をしてみえると思うのですが、その事業にも色々な子どもたちが隣保館へ行って、勉強をする等、そういった事の一つひとつが、子どもたちに偏見を無くしていく手立てだと思います。講演会に於いてもそれだけ色々な人が、話を聴いて勉強して少しずつ人権意識が高まっていきます。沢山の事を勉強して頂いて、お互いの人と人のふれあいの中から相互理解し、特に意識しなくても隣保館へ話を聞きに行こうかという、自然な交流が出来てきて段々と差別や壁が無くなっていけば良いと思います。今沢山の行事の中で少しでも啓発が出来ているのではないかと思います。

【議長】

今仰いました様な、つながり。体験、付き合い等があつて、自分の中に偏見や差別意識があったと気付いていく。差別はダメだと何百回言われてもなかなか変わらない自分が、その時にやっと変わる。やってみて変わるという事が、私は体験としてあるのですが、差別はダメだという自決の世界だけではなくて、子どもたちが小さな頃から一緒になって付き合っていくという様な体験学習の様な事をされているならば是非ご紹介してもらいたいと思います。

【第一隣保館】

第一隣保館です。宜しくお願い致します。自分の方で定期講座を行っております。第一隣保館の対象地域は7地域あるのですが、そこに参加して頂いているのは、対象地域外の方が割合的に多いです。その中で立地場所もあるかもしれませんが、色々な人が、色々な所から来て頂いて、先程委員の方が仰いました様に、交流して頂いて、人権意識を持ってみえると思います。また、健康器具も設置しており、1日で約40人の利用があるのですが、これも対象地域外が5割以上来てもらって、地域関係無しに交流して頂いています。小学校は第一小学校を対象にしており、水曜日の5限が終わると、ほとんどの子が遊びに来て、交流しています。特に第一小学校ではなく、幸等、町によっては選べる所がありますので、その子どもも来てもらって、学校を越えた枠で付き合いをして頂いていますので、その中では、委員の方が仰いました様に、今の普通の講座でもその様な状況になっております。

【議長】

ありがとうございます。学校の枠を越えて皆が小さな頃から付き合っていく、その付き合いの中で差別をするのはおかしいと、自分なりの言葉で、体感しながら生きているという話が、沢山出てきたら、理論的にやっていくよりも大きな変化が出てくるのではないかと思います。障がいのある方たちも一緒です。実際に付き合ってみると、世間がいう様な事ではなくて人間として付き合うと、色々な繋がりが出来て、自分と同じ事が有る、自分と違う事が有り、あるいはお互いに人間同士だという話が出来る事を体験するのですが、そういう所で隣保館の一つの纏まった所で終わるのではなく、広がりを持ちながら、どう広がりを作っていけばいいのか、そういう所では、松阪市は凄い財産を持っていると思います。その財産を活かして、差別はおかしいと皆が笑って自分を取り直す事が、実際の生活の中で出来れば良いと思います。差別をしていた事をおかしいと言える様な価値観を作れば良いと思います。是非色々な活動を広めて頂きたいと思います。

【委員】

交流が深まれば差別が無くなるのかという事について少し疑問を持っています。2013年に意識調査をされて、その意識調査を見ても、まだ差別は解消には向かっていないというのが出ているから、それだけではないでしょうけれど、一条には部落差別はまだ残っているという事が出てきている訳で、それはしかし交流の問題なのかなと思います。同和問題、同和教育の中で過去に部落差別をしない、させない、許さないという三ない運動が有りました。しかし、それは今目の前で差別を受けている人が居たとしたら、自分はしていないから関係ない、自分がしなかったら良いという視点しか育たなかった様な気がしています。ですから部落差別解消法が出たという時に、何を今更と思ったのですけれど、それよりは人権文化の花を咲かせよう、人権文化を築こう、違いを豊かさに、皆違って皆良い等新しい言葉が出て来ますけれど、違いを豊かさにという、違うから楽しいと、それは高齢者の方にしても、障がいのある方にしても、外国人にしても、違うから楽しいという発想で行かないと、いつまでも第三者が育っていくだけではないかと思っております。

【議長】

どうも、ありがとうございました。とても、自分たちのやってきた歴史を考えさせられる様

なご意見だと思います。ご意見有りませんか。

【委員】

次に子どもの条例の事もお話頂くと思うのですが、やはり今委員の方が仰いました様に、違いを認め合えていない子どもたちが、凄く多くて、本当に狭い価値観、この事にはみ出ているといじめられるという、そこに凄く恐れを持って電話等かかってくるので、やはりそれが、一人ひとりが違う人格で尊重されるという所を、小さい時から教育というか、意識付けていく必要があると、凄く感じています。それはダメや、こうしようと違って子どもによって受け止められる社会でないと、その次の人を受け止める事が出来ないのではないかと感じています。

【議長】

そういう所は次の子どもの人権の啓発施策の、事業名が子どもの権利条例制定に向けての取組みをこども未来課の方からご説明をお願いします。

【こども未来課】

失礼します。事業名が子どもの権利条例制定に向けての取組みと有りますけれど、松阪市の色々な部署それぞれが、活動を通じての取組みのため、直接そのような事業はございません。子どもの権利を守るという事については、子どもが健やかに成長していく為の子育て支援、子ども支援そのものが、子ども権利を守るという事だと思っております。ですから、家庭や地域、学校、行政、それぞれの立場で子どもたちをどう支援していくべきか、あるいは地域での子育ての在り方も交えた中で、幅広く子どもを取り巻く環境等、我々大人の役割や責任を話し合える、考え合える、その様な場を作りたいという事で、例えばこども未来課で申しますと、平成 27 年 7 月 12 日に子ども子育てシンポジウムを産業振興センターで一般の方を対象にさせて頂きました。それから平成 27 年 12 月 20 日に子ども子育てフォーラムを一般市民向けにさせて頂きました。具体的に申し上げますと、ご記憶が有るかもしれませんが、NHK の柘植恵美アナウンサーと、俳優の照英のお二人のトークセッションが中心の子ども子育てフォーラムでございました。一般の市民の方 260 人ご参加がございました。その様な中で地域での子育ての子育ちの在り方について考えて頂いた事になったと思っております。子どもの権利について市民に理解してもらう様に、特定非営利活動法人松阪子ども NPO センターと松阪市で協働させて頂いて、チャリティー映画会を 1 月 22 日に農業屋コミュニティ文化センターで 3 回開催させて頂きまして、非常に好評だったという事でございます。ほんの一例を申し上げますけれど、こども未来課だけでなく、松阪市の色々な部署で啓発活動を通じて機運を盛り上げていくという事で、平成 27 年度は取り組ませて頂きました。以上です。

【議長】

事業予算は 0 で、事業目標も書いていないのですけれど、評価されていないという事ですか。

【こども未来課】

一つの事業で行っている訳ではありませんので、表現が出来なかった。こども未来課だけで行っている訳ではありませんので、書くのが困難でした。

【議長】

先程口頭で報告頂いた分で、子どもの関係の NPO と一緒に行っているという報告はお金が出ない行事ですか。

【こども未来課】

そうです。人が汗をかくやり方です。

【議長】

しかし、将来的にお金が欲しいというご意見が有りましたら、委員の方からも色々お話して頂きたいと思います。

【委員】

自分たちも、予算を頂くとは申し上げていないのが現状なのですが、機運を高めてと前市長も仰っており、条例が必要だと思うのです。照らすものが有ってこそ、施策は生きてくると思うので、それぞれの担当者の方が凄く一生懸命取り組んで頂いていますが、誰がやっても進んでいける様な施策になるという事と、子ども権利というのが全てに尊重される様に捉えられると良いなと思っております。各部署で連携とお話が有りましたけれど、条例については学校支援課、人権まなび課、こども未来課が担当部署ということですか。

【議長】

条例をもし作ろうという様な、その方向性が市民と話し合われていくなれば、機運を作っていく努力がまだはっきりしてきていないという事ですか。その辺りがなかなか作れない理由があるのですか。

【こども未来課】

これは、前市長が答弁したと思うのですが、行政が部署を作り、案を出して、条例を作るとするのは、恐らく出来ると思うのです。簡単に出来る事だと思います。ところが、実際には、三重県の条例は行政が案を作って出来たのだと思うのですけれど、結局、機運というのがまだ無かったのかと思いました。ですので、簡単に作るというのが大事なのではなくて、理想といわれるかもしれませんが、機運が高まってきて結果、出来るというのが良いのではないかと思っております。それと皆さんご存知だと思うのですが、平成 28 年度の児童福祉法が改正になりました。全面的に第一条が改正になりまして、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下省略という事で、はっきり児童の権利に関する条約の精神にのっとりという様に、文言が入りました。それまでは、児童というのは、昔の法律で言いますと、全ての児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならないという事で、保護の対象という側面が強かったのですが、改正されてからは、子どもの権利が非常に強調された画期的な事だと思っております。第二条の方でも、これは権利条約で最も重要なキーワードだと思うのですが、子どもの最善の利益という言葉も入っております。児童福祉法も世界的に標準だと思うのですが、流れに乗って変わらざるを得なかったのだと思います。国の法律の方ではそういう動きがあったと思うのです。けれど、そんな中松阪市で行政の方から条例

案を提案して、条例を作るというのは、誤解をして頂きたくないのです。ある意味簡単な事かもしれませんが、果たしてそれで良いのかというのが前市長の考えでもありましたし、現時点でも、竹上市長もその様な考え方です。

【議長】

どうですか。今のご意見に対して委員の方からは。

【委員】

という事は、市民からそういった動きを作っていく必要性がある。

【議長】

私たち障がいのある人たちの方の分野から出ているのですけれど、障がいのある人自らが、自分たちは保護されて生きていくのではなくて、自分たちがどの様に生きていきたいのかという事を自分たちで自由に決めたい、という強い主張が有った。そういう所では、委員の方の団体が、子どもたちのネットワークを作る等を行いながら、子どもたち自らが自分たちの権利を主張する事が、自分たちの生き方を意味のある生き方にしていく。そういう様な行政でお願いしますという事ではなくて、自らが汗をかいて、子どもたち自身が作っていける様な、そういった後押しや仕掛けを作られると良いのではないかと思います。具体的にどうなのでしょう。

【委員】

何回か子ども会議という形で、子どもたちと継続的に話をしている。何年か前にアンケートを取らせて頂いて、一緒に質問を考える等行っているのですけれど、そこまでの力はありません。

【議長】

この辺りも、先程報告のあった隣保館の活動の中に、子どもたちの自分たちの権利を主張したいという様な事もあったのではないかと思います。その辺りの繋がりというものを、市民同士が松阪でどの様に繋がっていくのかという展望を作られていきながら、やっていければ、自分たちの限界の中でこんな事は出来ないと言いつつ色々な所と繋がっていければ良いのではないかと、私は段階的に考えたりするのです。そういう所では、子どもたちの市民の中でも色々な悩んでいる子どもたちもいますし、こんな事で自分はしっかりと自分の意見を言いたいと、色々な権利を主張したいという様な、権利という言葉を使わなくても、色々な言い方をしたい子どもたちもいるのではないかと思います。

【委員】

人権フォーラムを中学校区で活動されている子どももいると聞いていましたので、そういう所の参加者の方と関わりを持たせて頂く事は出来るのではないかと思います。

【人権まなび課】

そういう様な関わりは可能であると思います。色々な講師の方も来て頂いて、子どもたちのフォーラムの中でお話して頂く等は、今までも行ってきている事ですし、地域の方が来て子どもたちに色々なお話をしてくれる場でもありますので、十分繋がっていく事も可能かと、私の方でも橋渡しも出来るのではないかと思います。ただ、一番その中で気になってくる、上手いこと乗り越えないといけない部分なのですが、なかなか子どもたちの話し合う場を作る時間的な問題があります。日常的にいうと、4 時前まで授業があつて、その後子どもたちだけで話し合わせるとなると、下校時間を越えてしまう、夜間小中学生だけ集めるというのはどうしても保護者の方がご心配なされる部分もありますし、教職員が引率するというのも、時間的な問題さえ解決できれば、十分出来ると思います。小学生だけ行かせるという訳にもいきませんし、それについては教職員が引率に付きますので、ですからある程度フォーラムの中で時間設定がなされている中に来て頂く等、そういう様な形では取れるとは思いますが、毎週何曜日の何時からとするには、時間だけの問題だと思います。

【委員】

今のお子さんには忙しいところも有ると思うのですが、自分たちが切り開いていくというか、自分たちの意見を言えるし、自分たちが目指す社会も有ると思うのです。聞いていないだけで有ると思いますので、作っていったら良いなと思います。

【議長】

子どもたち自身が権利の話しながら作っていくそういう話は。

【委員】

教員時代はクラブ活動の様にして、週 1 回興味の有る子を集めて行っていました。フォーラムやフェスタの時には、その子が中心になって動いていく。放課後にクラブ活動の様に週 1 回入れるのも難しいですか。学校によっては行っている所もあるのではないですか。

【人権まなび課】

学校によっては行っております。その様な形で行っている所もあるのですが、学校によってそれぞれです。それを一本化して同じ様な形で置くというのがまだとれていません。当然その様な子どもたちの話し合いの場というのは、先程言わせて頂きました人権文化フェスタの中で子どもたちが、フォーラムの実行委員の方と集まって話し合いをする場というのは持っております。そういう中で、例年子どもの権利についても話し合っている部会もあります。こちらが教育委員会として一つの課題として、こういった事を考えてみませんかという様な形で、子どもたちに提案することは出来ると思います。それが提案したからといって、そちらに向かって子どもたちが行くかというのは分かりません。

【議長】

それは、それぞれのやり方で自分たちが出来る事からやっていくという事で良いと思います。そういう所では、展望が見えてくる話だと思いますけれど。それでは次の高齢者の人権、地

域包括支援センター事業、40 ページで高齢者支援課、説明をお願いします。

【高齢者支援課】

高齢者支援課です。宜しくお願い致します。地域包括支援センター事業でございます。そもそもこの地域包括支援センター事業といいますのは平成 18 年介護保険の改正がございまして、今から 10 年という歴史でございますけれども、松阪市内に 5 つございます。これは介護保険法の改正によるものですから、全国に同じ様にある訳ですが、それぞれの自治体によって戸数は違います。この現在 5 つの地域包括支援センターがどの様な業務を行っているのかでございますが、事業目的、内容の所で記載しておりますが、主に基本 4 業務という事でございます。4 業務といいますのは、基本的に高齢者の総合的な相談、一人暮らしで困っておられる、介護サービスを受けたいけれどどうしたらいいのか等といった相談もありますし、権利擁護業務、これは、ご自身でお金の管理が出来なくなってきた、認知症等もあって、これから後見人を付けていくという事も含めて、色々な相談を受けるのが権利擁護業務です。包括的・継続的ケアマネジメント業務、少し分かり難いのですが、地域の中には色々な関係者の団体がございます。そちらの団体の皆様と繋がりながら、地域づくりに少し絡んでくる部分も有ると思っておりますけれど、それから介護予防ケアマネジメント業務これは、要支援、要介護よりは状態の軽い要支援の方が、色々なサービスを受ける時の支えを行う。予防プランを作って予防サービスを入れていくという業務を立体的に行っている様な状況でございます。後で少しご説明申し上げますが地域包括ケアという言葉が出てまいります。中核機関としての役割を担っていくというのが、今の包括支援センターの大きな役割でございます。実施内容と致しまして、地域においてネットワーク活動の展開を図っていく、関係機関の方々と、様々に繋がっていくという事でございます。先程の第二隣保館のお話でもございましたけれど、地域ケア会議というものを行っております。どういったものかといいますと、民生委員や自治会、あるいは困っておられる方、高齢者に対してどの様な支援があるのか、どうい事が地域で出来るのか、介護事業所としてはどうい事が出来るのかという所を、色々な職種の方が集まって頂いて検討する。それが場合によっては地域の課題なのか、あるいは個別の課題なのか、その辺りを掘り下げながら様々な支援を行っていくという取り組みをさせて頂いています。事業費につきましては、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて 2,500 万円位減っております。これは、平成 27 年度の時には生活支援コーディネーターという方を平成 27 年度の中に入れておりました。5 つございまして、約 500 万ずつ位ですので 2,500 万円位となるのですが、その金額は別の事業の所で展開をしております。生活支援コーディネーターといいますのは、これから地域の中で介護保険が変わって、地域の中で宅老所やサロン、自主的な活動をされる所をこれから支援していく、この様な流れがございますので、これをお助けしていく様な部分で、そういった新しい取り組みも始まっております。従いまして平成 18 年の時は 5 つの包括支援センターで 20 人弱だったと思うのですが、それを現在は 5 つの包括支援センターを足しますという事で、50 人以上の体制で取り組んでいる状況です。後、総合相談の業務や権利擁護業務につきましては、記載の通りでございますので今回は説明の方を省かせて頂きますけれども、私共その評価の中で目標の達成度をおおむね達成と書いておりますが、これは多ければ良いのか、少ない方が良いのかという事を考えますと、目標の設定が非常に難しいという事がございまして、本来であれば私共、非常に包括支援セ

ンター頑張って取り組んで頂いていると評価しておりまして、目標以上に達成の所に丸を付けたい所なのですが、件数としましては2,000件、権利擁護業務としましては250件と設定しており、それを少し下回った為におおむね達成としておりますけれど、当課としましてはその様な評価させて頂いている所でございます。後、介護予防教室といいまして、先程申し上げた様な宅老所やサロンの方に出向いて、色々な体操を教えて、一緒に取り組んでいただく、あるいは地域に出向いて市が行っている出前講座の様な事を包括支援センターの皆様にも取り組んでいただいております。従いまして、地域の方々と密接に関係しあって取り組んで頂いている、地域づくりだろうと思っております。非常にこの包括ケアというものが分かり難い概念でございまして、ただ、国はどんどん高齢者だけでなく子どもや障がい者の方も含めて、地域の中で世代を越えた地域づくりが出来るという所を次の展開へ持って行きたいというのが、厚生労働省の今の考えだと最後に述べて説明を終了させて頂きたいと思っております。以上です。

【議長】

どうも、ありがとうございます。完璧な分かりやすい説明をして頂きました。

【委員】

私の方では認知症と人権問題は大きく関わっている問題だと思われませんが、当自治会に於きましては、現在私の所属している第二地区まちづくり協議会の中で、地域の高齢者及び認知症の方や障がい者の方々が元気で生活出来る様に、という目的で春日町の集会所に於きまして介護予防の自主グループ活動を行ってまいりました。この度、更にそうした経験を活かしまして、平成29年度4月1日から、新たに「なかよしさくら会」を発足致しまして、その目的は、地域の高齢者、障がい者、認知症の方々が、その方によってお話が出来る、歌える方は率先してそういった会に参加されて、元気に暮らし続ける事の出来る、安心できる安全なまちづくりを目的として会を作りました。この様な活動が行われている事をここにご報告させて頂きます。

【議長】

どうも、ありがとうございます。こういった報告を是非部局の方でもお伝え願えますか。

【高齢者支援課】

少し話の方伺っておりまして、そういった地域の取り組みに、私共の方もなんらかの支援をさせて頂ければと思っておりますので、また何か報告が有れば仰って頂ければと思います。ありがとうございます。

【委員】

これも認知症の予防になりますので、こういう会が全般に広まれば良いと思われましたので、報告させて頂きました。

【議長】

それでは、次に行きたいと思います。障がいのある人の人権という事で事業名が特別支援教育推進事業、75 ページです。学校支援課の方からお願いします。

【学校支援課】

学校支援課です。よろしく申し上げます。松阪市人権施策行動計画事業評価の75 ページをご覧下さい。特別支援教育は平成18年6月に学校教育法等の改正が行われ、平成19年4月から障がいのある児童生徒等の教育の充実を図る為、小中学校等に在籍する特別な教育を必要とする児童生徒等に対して適切な教育を行う事が明確に位置付けられています。特別支援教育は障がいのある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握しその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服する為、適切な指導及び必要な支援を行う。ご説明させて頂く特別支援教育推進事業は小中学校に於いて障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の対処や学習生活上のサポートを行う、学校生活アシスタントを必要な学校に配置し、障がいのある児童生徒への支援の充実を図る事業です。学校生活アシスタントの配置については、平成27年度実績として67人、平成28年度に於いては71人が配置となっております。成果としましては、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じた支援をする事が出来たと考えております。課題としましては、個別の支援を必要とする児童生徒が増加している事や障害者差別解消法の制定に伴いニーズに対応する為の人的配置と支援の質の向上を図っていく必要があります。以上特別支援教育推進事業は障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じられる様に、学校生活アシスタントの配置をする事を中心に進めておりました。皆様からは今後の特別支援教育の進め方について、それぞれの立場からご意見や評価を頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

【議長】

ありがとうございました。それでは今のご報告に関してご質問、ご報告が有りましたらお願い致します。

【委員】

学校生活アシスタントは本当に沢山の方が関わってもらって大切な役割をしてもらっていると思います。ここに障がいのある児童生徒と書いてあるのですが、障がいは無くても抱えている子たちも沢山居て、学校生活アシスタントはクラスに入って全体的に見て下さっている話も聞いていますので、勿論必要なお子さんには付いてもらっていると思いますけれど、そういう意味でも見てもらっている思います。是非もっと増やしてほしいとは思いますが続けてお願いしたいと思います。

【議長】

今、委員の方が言われたクラス全体の子どもでそれぞれのニーズが有ると思います。その子どもたち全体を見て支援をしていく、支援の方法も有るでしょうし、特に困っている事に集

中して行うという事も有ると思えますけれども現実はどうですか。

【学校支援課】

私も学校の方を見に行かせて頂く事もあるのですが、今議長が仰って頂いた様な全体を見て頂いている方がいる一方で、個別対応が必要な子どもの傍に付いて声掛けをして頂く方もおります。ですから、その子どもの困難な部分に対応して、それぞれのアシスタントが動いて頂いていると思えます。

【議長】

アシスタントが一生懸命支援している所を子どもたちも見ていますよね。自分たちが出来る事をやっていけるのではという動きは有るのですか。

【学校支援課】

そうですね、クラスによっては子どもたちで問題が分かり難い子どもの傍にいて、ミニ先生のような形で教え合いをしてという事も有ったと思えます。子どもたち同士のやり取りの有る場面ではアシスタントを控えるという動きも有ったと思えます。

【議長】

どうも、ありがとうございます。助け合えるというか、子どもたちの中での助け合うという文化も身に付けていくという、かなり色々な成果が有るのではないかと思います。次に外国人住民の人権という事でお願いしたいと思えます。外国人児童生徒いきいきサポート事業、人権まなび課の方からお願いします。

【人権まなび課】

松阪市人権施策行動計画事業評価の 86 ページをご覧ください。外国人児童生徒いきいきサポート事業につきましては、外国人児童生徒の小中学校への初期適応支援や日本語学習支援を始め、学校生活の不安の解消並びに学力の保障、進学や進路等の進路保障を支援しています。具体的には、初期適応支援教室「いっぽ」を開設しております。2 つ目に母語スタッフ、これは通訳になるのですが、その学校への派遣、それから進路ガイダンスの開催、この 3 つが事業になります。この事業を行う為にいっぽ教室のコーディネーターを 1 人、日本語指導員 6 人、母語スタッフ 5 言語 11 人を補充しております。目標実績につきましては、当事業に於いて母語スタッフの学校巡回時間を平成 27 年度実績として、6,880 時間、28 年度当初で 5,904 時間を見込んでおります。母語スタッフの巡回につきましては、外国人児童生徒受入促進事業も併せて行っている為、実際の母語スタッフの巡回は、平成 27 年度実績で 7,920 時間、派遣している小中学校、園に関しましては 24 校です。進路ガイダンスにつきましては、外国人児童生徒並びにその保護者が多数参加されております。またこの事業は小中学校に在籍記録の無い児童生徒たちを家庭訪問する、就学実態調査を行い就学児の就学促進を図っております。問題点、課題点と致しましては、外国人児童生徒が増加する一方いっぽ教室の定員や、母語スタッフの人数には限りがある為、効果的な配置を検討している所です。以上外国人児童生徒いきいきサポート事業はいっぽ教室の運営、母語スタッフの学校への派遣、進路ガイダンスの開催を主な取り組みとしております。皆様からはこの取り組みについてご意

見等を頂きたいと思えます。宜しくお願い致します。

【議長】

どうも、ありがとうございます。松阪市が非常に熱心にずっと取り組まれておられる外国籍の子どもたちの学校教育への導入を一生懸命されている。ご意見ご質問有りませんか。

【委員】

このいっぽ教室は、聞いたところによると入るのを待っている状態だと聞いた事がある。ここへ通う子どもたちというのは、鈴の音バスで回る所の子どもたちが自分で来ている。ある小学校の方に聞いたところ、その方の所は鈴の音バスが来ない所で、遠くの所に降ろされて迷子になった事が有ると聞いたことが有ります。ですから、バスを回して欲しいと聞いたことが有るのですけれども、現在もいっぽ教室は待ちが有って入れない状況なのでしょうか。

【人権まなび課】

いっぽ教室の定員というのが有ります。以前は18人だったのですが、今は20人に増やしました。この子どもたち一人に対して、一人の日本語ボランティアが付く様な形になりますので、教室の収容人数の問題で、それ以上いっぽ教室の定員を増やせないという現状が有ります。それから待ちの状態につきましては、5月から11月、この期間にはほとんど待ちが発生しています。人数としましては、待ちの多い時には13人程の待ちがいます。一人の子がいっぽ教室へ入りますと、大体3ヶ月から4ヶ月位の時間がかかります。ですから、特に5月、6月に子どもたちが一気に入ってきますので、その子たちの終了待ちになりますと、下手をすれば2か月か3ヶ月待ってもらわないといけない状況になっております。もう一つの鈴の音バスの巡回範囲は限られておまして、現在鈴の音バス以外も、三交の路線バスを使うという様な形、それか保護者の方が送ってくるという事もあります。そういう様な中で、子どもたちにとって大変なのですが、いっぽ教室というのは3ヶ月から4ヶ月で日本語の基礎を覚えてもらう為の教室として、非常に重要な意義が有るとこちらの方では思っております。そういった面でも当課としまして、出来る限り努力を致しまして、予算の獲得の方を頑張らせて頂いているのですが、子どもたちの増加率が非常に速く進んでいます。現在日本語指導が必要な児童生徒は239人みえております。それが、大体いっぽ教室が出来た頃、今から10年前の4倍の数になっております。最初にいっぽ教室が作られた頃は、日本語指導が必要な子どもは少なく、ある地域に固まって住んでいたという事で、ほとんど鈴の音バスと三交の路線バスで対応出来る様な形だったのですが、今は子どもたちが住む範囲も広がりを見せております。そういう中でなかなかいっぽ教室に通えないというお話も学校の方から知らされております。当課としまして、この様な問題を解消する為に、一つは母語スタッフの学校への派遣の回数を増やしてサポート出来ないかという事についても検討をしている状態です。なかなか実態に施策が追いついていかないというのが、今後も私たちは努力を続けていく次第であります。

【議長】

どうも、ありがとうございます。それでは次のアイヌ民族の人権、事業名が武四郎まつりアイヌ文化交流事業、95ページです。三雲地域振興局からお願いします。

【三雲地域振興課】

三雲地域振興局でございます。宜しくお願い致します。それでは95ページを見て頂きたいと思っております。武四郎まつりアイヌ文化交流事業でございますが、アイヌ民族に受け継がれる伝統文化に身近に触れるとともに、北海道の名付け親として既にご存知だと思いますが、松浦武四郎を縁としたアイヌ民族の人々との交流を深めて、武四郎の姿と功績を知って頂き、アイヌ文化の普及と啓発に努めております。実施期間が1年となっておりますが、実際の開催日は平成28年2月28日の日曜日という事で、色々な方からご意見を頂いておりますが、2月の寒い時という話の中では、武四郎が誕生し、亡くなった月が2月という事で、最終の日曜日とさせて頂いております。武四郎まつりの中ではアイヌ文化振興・研究推進機構の皆さんのご助力を頂いて、アイヌ文化伝承保存会の皆さんを招き、アイヌ古式舞踊を披露して頂いております。平成27年度に21回という事で、平成28年度22回で一般財源450万円という事でやらせて頂いております。目標実績でございますが、先程お話しさせて頂きました様に武四郎まつりは参加して頂いてアイヌ民族の文化に触れて頂くというのが目標という事で、参加人数とさせて頂いております。平成27年度目標4,000人に対して、実績5,500人という事で沢山の方がご来場頂きました。こちらにつきましては、問題、課題点等ありますが、折角北海道から来て頂くという事も有りまして、武四郎まつりの前日にイベントとして、アイヌ文化体験交流会を開催しておりますが、そちらの開催につきましても参加人数、平成27年度も100人程来て頂いたのですが、もう少し他地域からも多くの方に来て頂きたいと思っております、そのPR方法を検討して頂いている所でございます。平成28年度も2月26日に終わっているわけなのですが、その取り組みの中では実行委員の方に住民協議会の皆さんが参加して頂いてイベントを提案して頂いて平成28年度は開催させて頂きました。平成28年度には松浦武四郎の寸劇を開催させて頂きました。アイヌの方に対する虐待というのに触れて、人権についての意識の高揚が図れたらと思っております。以上です。

【議長】

どうも、ありがとうございます。ご意見は有りませんので、次に行きたいと思っております。インターネット・携帯サイトによる人権侵害という事で、情報教育の充実、76ページ学校支援課、子ども支援研究センターの方からお願い致します。

【子ども支援研究センター】

宜しくお願い致します。学校支援課に所属します、子ども支援研究センターです。76ページをご覧ください。この事業の目的は、情報モラルや危機回避能力等の育成を図り、ネット社会を生き抜く力を養成する事を目的とした事業です。実施内容につきましては、教職員に対しまして、研修講座を開催し、教職員の対応能力や指導力の向上を図っております。また児童生徒につきましては、実態把握を行い課題克服の為、各学校で情報モラルの授業を行う、各中学校区人権フォーラムで携帯、スマホの使い方等につきましても話し合いを行っております。また、保護者との連携を図る為に5つのチャレンジのパンフレットを配布し、啓発並びに協力依頼を図っております。実績につきましては、平成27年度にワークショップ型情報モラル教育校内研修会と保護者参加型研究会についてというテーマで、講師に金城学院大学国

際情報学部国際情報学科教授の長谷川元洋先生をお迎えしまして、各校の生徒指導、又は情報教育担当者1人や希望者を合わせて49人が参加を致しました。満足度につきましては、目標95%のところ実績91%となりました。平成28年度につきましても、同様に実施を致しまして参加者は57人で、満足度は実績94%という結果となりました。問題点や課題点につきましては、社会での情報機器の普及に加え、教育の情報化も推進される中で、情報モラル・情報セキュリティについては、なんらかのガイドラインを作成する等の継続した取り組みが必要であると思っております。この人権施策行動計画の事業評価では、情報教育の充実の中のネットトラブルの問題や、ネットモラルに対する取り組みについて挙げさせて頂きました。皆様からは、今後子どもに対して、どの様な情報教育を進めて行かなければならないのか等ご意見を頂きますと共に、現在の取り組みにつきましても、評価を頂ければと思っております。宜しくお願い致します。

【議長】

どうも、ありがとうございました。委員の方でご意見、ご質問有りませんか。

【委員】

ネットの問題は、今一番子どもたちの中では大きいと思います。実際の生活の中のいじめは、ネットの中でも有ります。やはり大人から見えない分怖いという気持ちが有ります。それと大人が状況に追いついていない、子どもたちも個々に聞くとそこまでしなくても思っているもやらざるを得ない状況もある。だからといって大人が何時までと決めるというのも違うと思ひもしますので、繋がっているのだけれど危うい関係というか。上手に使ったら駄目なものばかりではないと思うのですが、そこでのトラブルは見えてはいます。凄く早く大きくなるのが怖いと思います。

【委員】

少し付け加えさせてもらいます。青少年育成会議が有り、小学6年生で62%、中学3年生で85%。高校生では90%代が携帯を持っている。その内フィルターをかけて使っている子は、小学生、中学生含めて非常に少ないという事を伺いました。今委員の方が仰いました通りだと思います。SNSではすぐ既読にしないと、仲間から外される様です。ですから、いつも手元に置いておかないといけない。非常に心配です。

【議長】

教育のガイドラインを作られるという事で是非来年紹介して下さい。よろしく申し上げます。次に行きたいと思ひます。労働者の人権という事で、雇用対策事業、70ページ、商工政策課申し上げます。

【商工政策課】

失礼します。商工政策課でございます。宜しくお願い致します。労働者の人権で雇用対策事業という事で取り組みをさせて頂いております。まず事業目的内容でございますが、障がい者の方、高齢者、女性の子育て世代の方の就業機会の確保。また新たな雇用創出の為に、企

業への働きかけをしながら、ハローワーク松阪や商工団体の方々と連携を強化して推進しております。それと市民の皆さんが安心して生活を送って頂く為に、慢性的に人材不足になっている職種、平成 27 年度は看護師、介護士。平成 28 年度から保育士も始めたのですが、こういった方々、資格を持ちながら、現在その資格を活かされていない方に対しての復職支援の取り組みもさせて頂いております。ハローワーク松阪の管内は非常に数値的な部分で、障がい者の法定雇用率があるのですが、それが三重県の他の地域に比べて低いので、それを上昇させる為の取り組みを重点的にさせて頂いております。障がい者の就職面接会や地元高校の就職面接会を開催しながら、雇用確保、雇用創出をさせて頂きました。繰り返しになりますが看護師、介護士復職セミナーを開催して、何人かの方に復職をして頂いた。障がい者の方、及びその家族、支援者の方に対して、自分たちは働けないのではなく働くんだという事を理解して頂いて、意欲を湧き立てて頂く為のフォーラムの開催をしました。障がい者当事者の方がいくら働きたい意欲が高まったとしても、企業側の理解が無いと雇用が成り立たないので、市長とハローワーク松阪の所長、そういった方々が企業の経営陣、人事担当者の方あてに訪問させて頂いて、障がい者雇用をお願いに行かせて頂いております。評価としてはおおむね達成が出来ているのかという事でございます。その他の成果としては、雇用というのは市だけでお願いします、といってもなかなかうまくいかない。数字に表れているもの、表れていないものがあります。ただ、障がい者雇用に関する企業の意識の変化というのが感じ取れる様になって来たかと。元々意識の高い企業もあります。ほとんどそうなのですが、障がい者を雇って経費かかって倒産してしまったら元も子もないという企業も中にはあります。そういう所の意識改革を継続的に取り組みさせて頂いております。やっぱり一部の企業の事例紹介させて頂いて、こんなに頑張っている企業もあると紹介させて頂ける様な事もあるのですが、一部の企業でやはりまだ当事者意識が無いという企業もあるので、そういった所のテコ入れをしていく必要が有ると思います。今後も粘り強い取り組みをさせて頂きたいと思います。以上です。

【議長】

どうも、ありがとうございました。それではご意見有りませんか。

【委員】

私は保護司をしておりますが、松阪市には協力雇用主という制度がありまして、41 社が協力雇用主になって頂いて、つまり罪を犯した人が再び職場に戻れる。ただ、41 社の内かなりの企業が社長だけ知っていて、社員は知らないといった実態が有ります。そういう事が有るといふ事だけご紹介させて頂きます。

【議長】

その辺りの事も是非色々なお話し合いをして頂いて、検討をよろしく申し上げます。それでは地域自殺対策強化事業、24 ページをお願いします。

【人権・男女共同参画推進課】

宜しくお願ひ致します。地域自殺対策強化事業でございます。街頭啓発や講演会等の開催、

パンフレットの配布等、継続した取り組みを行いました。特に9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において、街頭啓発、パネル展示を9月に松阪図書館、3月講演会時に行い啓発に努めました。また、相談に関しましては、雇用・生活・こころと法律の合同相談会を週間と月間に合わせて、9月と3月の2回開催致しました。相談件数は平成27年度40人で、56件の相談件数でございます。内容は多重債務、健康、仕事等でございます。またメンタルパートナー養成研修では、自殺予防の為の行動、気づき、つながり、見守り、傾聴が出来る様な、メンタルパートナーの養成に努めました。メンタルパートナー養成研修として、市の職員も含めて平成27年度は834人の方に実施しました。全国の自殺者数は警察庁統計によりますと、平成27年に於いては、2万4025人、松阪市は43人ございました。平成28年は暫定ですが29人でございます。そして平成28年度に於きましては、こころの相談窓口一覧表といった形で広報の全戸配布で入れさせてもらいました。また啓発時のティッシュ等に、これを入れ込んで駅前等の街頭啓発で皆さんにお配りしております。以上でございます。宜しくお願い致します。

【議長】

どうも、ありがとうございます。自殺問題という事で、松阪市は熱心に取り組んでおられるという事です。

【委員】

18歳以下の自殺は何人ですか。

【人権・男女共同参画推進課】

平成27年は19歳までの方は0人です。

【議長】

それでは、最後の防災対策事業という事で、14ページ、危機管理室お願い致します。

【危機管理室】

それでは、防災対策事業でございます。14ページをお願い致します。防災対策事業という所で、事業の目的と致しましては、地震、台風等の自然災害から市民の生命、財産の保護、市民の安全、安心の確保を図るという事で、大きな目的と致しましては、一部の方ではなく、当然市民全体の財産、生命を守るという所が目的でございます。また、実施内容でございますが、自主防災組織と各種防災関係の組織や団体と連携をとり、災害時要援護者への対応を進めますとございます。ただ、要援護者のみの対応ではなく、それを支援して頂くまちづくり協議会や単位自治会等への支援も防災事業として行っております。事業予算につきましては、目標設定をした事業のみの予算を計上させてもらっておりますが、この防災対策事業の中には、平成27年度には予算的には18の事業が防災対策事業としてございます。その内、特化して目標を設定しやすい、見て頂きやすいもので5つ目標を掲げております。例えば、地域防災活動推進助成金といいますのは、先程申し上げました、住民協議会、また単位自治会等が防災訓練や地域で防災マップを作られる。また防災士を地域の方で推薦して取得して

頂く、その方が後々地域の防災のリーダー、要になって頂くという様な資格の取得。それと自主防災組織を新規で発足された場合に、ヘルメットや発電機、防災の敷材。またその敷材が5年以上経過してきますと老朽化もしてきますので、敷材の買い替えや追加設備等もごございますので、ここで助成をしております。あと木造の耐震診断と補強補助につきましては、倒壊する恐れが高いという、昭和56年5月以前の旧建築基準法で作られたお家に対しまして、まずは耐震診断を受けて頂く、こちら無料になっております。こちらにつきましても実績で、平成27年度109戸ございまして、平成28年度につきましても150戸に予算を増やしました。その中でも耐震の診断自体もなかなか進まない所もございまして、平成27年度までは職員が団地訪問を年間400件から500件個別訪問していたのですが、伸び悩んでおり、その中で平成28年度の補正予算をもって民間委託という所で3,000件を平成28年度急遽秋から回ったと、その平成28年度の150戸も実績200戸という事で補正予算として200戸全てオーバーした。引き続き平成29年、平成30年度につきましても、約1万2千戸を海岸部の地域を中心に回っていかうと思っております。その設計と補強の平成27年度の予算は実績としてあるのですが、平成28年度は昨年度以上の予算を確保しておくべきという事で20戸計上しております。ただ、今年度の見込と致しましては、12、13件くらいで今の所は実績が目標より少なかった所もございまして、なかなか耐震補強につきましても費用がかかりますので、2/3近くの補助対象ではあるのですが、国、県とも補助ある事からなかなか限度額が百数十万という所で伸び悩んでいる所もございまして、評価につきましてはご覧の通りでございまして、その他の成果は、当然東日本大震災以降地域の意識というのは高まりつつあります。その中で地域の防災の出前講座や訓練の支援も年々増えつつあります。参考に平成28年度、明日、明後日の出前講座を最終に約97回地域へ出向いております。問題点でございますけれども、やはり自助が防災上大きな部分を占めるという事で、国に於いても自助が7割、共助が2割、公助が1割で、自助の部分が大切である。そういう事から、松阪も熱心な地域は毎年訓練をされる。されない地域は全く訓練の実績が無い所もございまして、全体的な自助の意識を高めるといふ啓発に重きを置いているのですが、引き続き積極的に推進していくのが一番大切であると考えています。以上です。

【議長】

ご意見、ご質問ありませんか。それでは、各部局からの事業評価のご説明を頂きました。どうも、ありがとうございました。人権施策審議会の方も、ご報告をお聞きしてご質問、ご意見を出させて頂いたという事で、今後記録を整理させて頂きたいと思っております。今後松阪市の色々な施策が人権の柱を作って、一人ひとりを大事にする様に、人間を大切にする様な事業を今後も続けていく事を、肝に命じてこの会議を終わらせて頂きたいと思っております。

【事務局】

(人権・男女共同参画推進課長より閉会の挨拶)

【議長】

ありがとうございました。報告書を作らせて頂きまして、市長に提言させて頂くという事で、考えておりますので、皆さんご協力をよろしくお願い致します。どうも、ありがとうございました。

した。

(16時43分終了)